

大正九年 創設セリ (金融部施設事項参照)

報徳十七夜講 本組 創 設 際 部 藩 有 助

産ヨリ讓渡ヲ受ケタル觀 音 堂 ヲ 利

用シ花田中佐ノ主唱ニ係ル報徳主義

ヲ加味シ毎月觀 音ノ縁日タル十七夜

ニ僧侶又ハ名士ヲ招待シテ講話會

ヲ開キ 當日風波等ノ 爲 休 漢 中 十

ルトキハ 青年ヲ主トシ 然ニサル場

合ハ 婦女老幼ヲ集メ 思想ノ善導ヲ

主眼トシ 精神修養ニ資セシム

長 命 講 組 合 員 各 自 カ 守 ン ン 其 業

務ニ服シ 一家團一築ノ 梁ニシテ 友リルハ

實ニ 父兄勤勞結果ニ依リ 財ニト大ナル信

シ 報 徳 謝 意

其 家 族 ニ レ 年 齡 六 十 歳 六 十 者 ヲ

括シ 毎 年 一 回 慰 安 會 ヲ 催 ス

本 講 ハ 主 ト レ 持 夫 家 一 寄 附 ニ ヨ リ

基 本 金 四 百 六 十 餘 円 有 之 五 ヲ 出

スル 利 息 ト 組 合 ヲ 利 毎 年 金 十 五

円 大 船 頭 ヲ 利 金 十 円 寄 贈 シ テ

經 費 ニ 當 テ 基 本 金 八 組 合 ニ 於 テ

之 ヲ 保 管 ス

七 遭 難 救 恤 部

組 合 規 約 一 定 ン 所 二 三 年 度

剩 餘 金 百 分 十 以 上 遭 難 救 恤 資 金

ト シ 積 立 ン 方 法 ニ ヨ リ 救 恤 資 金

九